

板橋区伴走型妊婦訪問事業実施要綱

(令和5年3月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長発出。以下「国要綱」という。）」別添1第3のⅡに基づき、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、助産師等の専門職が妊娠期に妊婦の居宅を訪問し、専門的な見地から相談支援を実施することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、板橋区とする。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者は、区内に居住する妊婦のうち、次のいずれか各号の掲げる者とする。

- (1) 国要綱別添1第3のⅡにおける妊娠8か月頃のアンケートにて面談及び訪問を希望する者。
- (2) 健康福祉センター所長(以下「センター所長」という。)が必要と認める者。

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げる内容とする。

- (1) 出産及び子育ての見通しの確認並びに妊婦等への支援に係る情報提供
- (2) 妊婦の身体的ケア及び心理的ケア
- (3) 育児の手技や家庭内の養育環境についての具体的な指導及び相談
- (4) 産後、適切な授乳ができるためのケア(乳房ケアを含む。)又は指導
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センター所長が必要と認める支援

(事業の委託)

第5条 事業は、公益社団法人東京都助産師会板橋地区分会に所属する者又は板橋区新生児訪問指導員のうち健康な70歳以下の者(以下「事業者」という。)に委託して実施する。

(利用申請)

第6条 事業を利用しようとする者は、妊娠8か月頃アンケートまたは健康推進課に直接電話、来所等により申請するものとする。

2 区長は前項の申請を受けた場合であって、第3条に掲げる者と認めるときは、事業者に事業の実施を依頼する。

(利用回数)

第7条 事業の利用回数は、妊婦1人当たり妊娠1回につき原則1回とする。

(訪問指導員証の交付及び携行)

第8条 保健所長は、事業者に訪問指導員証(別記第1号様式)を交付し、事業実施の際に携行させるものとする。

(実績等の報告及び委託料の請求)

第9条 事業者は、事業終了後、それぞれの対象者について、伴走型妊婦訪問指導確認票兼報告書（別記第2号様式）および請求書を作成し、翌月5日（同日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日である場合は直後の開庁日）までにセンター所長に提出する。

2 事業者は、対象者に対し、事前に連絡したが訪問時に不在等の理由で事業を実施できなかったときは、通知文（別記第3号様式）により当該対象者に連絡する。また、センター所長に状況を報告するとともに、通知文の複写を作成し、翌月5日までにセンター所長に提出する。

3 区長は、事業者から前2項に規定する手続の後、委託料の請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、委託料を支払う。

(報告及び調査)

第10条 区長は、事業の実施状況について、事業者に対し、必要に応じて報告を求め、又は実地調査できるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、区長から提供された利用者の個人情報の保管及び利用に関して、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の漏えいの防止に十分配慮すること。
- (2) 事業の目的以外で個人情報を利用しないこと。
- (3) 個人情報を第三者に提供しないこと。

(事後措置)

第12条 センター所長は、事業の結果、疾病又は異常を発見したときは、直ちに妊婦にその旨を伝えるとともに、専門医療機関での受診を指導する等適切な措置を行うものとする。

2 センター所長は、第9条第1項の規定により伴走型妊婦訪問指導確認票兼報告書を受理したときは、母子健康管理票に必要事項を記録するものとする。

3 センター所長は、健康福祉センターに勤務する保健師と事業者相互の連絡を十分にとらせ、事後指導の強化徹底を図るものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式 (第8条関係)

表面

訪問指導員証		No.
氏名		
生年月日	年 月 日	
右の者は下記により伴走型妊婦訪問 事業に従事する訪問指導員であるこ とを証する。		
記		
1. 従事地域	板橋区保健所管内	
2. 従事期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
	年 月 日	
板橋区保健所長		

裏面

(注 意)
1. この証は訪問指導を行う際は必ず妊婦等に提示してください。
2. この証は他人に貸与してはなりません。
3. 亡失、き損の場合は保健所長に届け出て再交付を受けてください。ただし、亡失の場合、再交付後発見されたときは、ただちに保健所長に返還し、き損して再交付を受け取る場合はき損した証を添付してください。
4. 期間満了の際は、ただちに保健所長に返還してください。

伴走型妊婦訪問指導 確認票兼報告書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

(助産師名) _____

年 月 日 伴走型妊婦訪問指導を受けました。

- ①妊娠中の体調管理や過ごし方について
- ②出産に向けての準備や育児について
- ③産後の授乳について
- ④出産・育児に関する支援・サービスについて
- その他(_____)

妊婦氏名: _____

伴走型妊婦訪問事業を実施したので、実施結果を報告します。

フリガナ 妊婦氏名		生年月日 年齢	昭和・平成 年 月 日 (歳)
妊婦居住地	板橋区		
出産予定日	年 月 日	センター名	_____健康福祉センター
訪問日 妊娠週数	年 月 日() AM・PM (妊娠 週)		
相談・支援 内容	<input type="checkbox"/> ① 妊娠中の体調管理、生活指導 (_____) <input type="checkbox"/> ② 出産に向けての準備や育児等の相談指導 (_____) <input type="checkbox"/> ③ 産後の授乳についての相談 (_____) <input type="checkbox"/> ④ 出産・育児に関する支援・サービスの情報提供 (_____) <input type="checkbox"/> ⑤ 出産・育児等に関する不安への対応・メンタルケア (_____) <input type="checkbox"/> その他 具体的内容を記載		
連絡事項 特記事項	<input type="checkbox"/> 健康福祉センターへ連絡済 (月 日 電話 / 来所 保健師へ)		

